

令和5年度豊橋市介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金Q&A

1. 対象経費について

○緊急雇用にかかる費用・職業紹介料について

人材募集の広告費用は対象か。	職員の感染等による人材不足に伴う緊急雇用に係る費用であれば対象です。（必要に応じ、実際に作成した広告を提出いただき、内容を確認させていただきます。）
施設において感染者が発生し、業務量の増加が見込まれることから人材派遣会社等に人材派遣を申し込んだが、当該感染の終息後に労働を開始することになった。この場合、本補助金の対象になるか。	対象外です。 本補助金は、感染者発生による、一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するための緊急雇用に係る費用を補助対象経費としています。したがって、感染の終息後に労働を開始した場合は、本補助金の対象外です。
施設において感染者が発生し、業務量の増加が見込まれることから人材派遣会社等に人材派遣を申し込んだが、当該感染が終息する日を超えて派遣契約を結ぶことになった。この場合、どの範囲まで本補助金の対象となるか。	本補助金は、感染者発生による、一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するための緊急雇用に係る費用を補助対象経費としています。そのため、当該業務量の増加等がある期間の労働の対価が本補助金の原則的な対象です。しかし、業者の都合、派遣労働者の都合等で、依頼し得る最短の派遣期間であっても、施設における感染が終息した日を超えて労働せざるを得ない場合、当該最短の期間の労働の対価を補助対象とします。もっとも、本補助金が感染者発生による一時的な業務増加等に対応するための経費を対象としている以上、長期間雇用する予定で派遣契約を結ぶ場合は、対象外となります。 ※日割り計算が可能な場合、日割り計算後の額で申請をしてください（雇用契約書等において、時給や日給での支払いが定められている場合、感染者等の発生による業務量の増加等があった期間における勤務分のみ計上。）
施設において感染者が発生したため、施設の感染対策を見直した結果、発生後の業務が発生前の業務量よりも増大した。この増大した業務に従事させるため、新たに雇用する職員の労働の対価、職業紹介料は本補助金の対象になるか。	対象外です。 本補助金は、感染者発生による、一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するための緊急雇用に係る費用を補助対象経費としています。
施設内で感染者が確認された際、感染期間中に人材紹介、人材派遣、求人広告の発注をしたが、すぐに人材を採用できない。そのため、感染期間中に人材を補充することは現実的に困難である。当該感染終息後、感染が発生していない期間における採用活動に係る費用は、本補助金の対象となるか。（人材紹介手数料、派遣料、求人広告等）	対象外です。 本補助金は、感染者発生による、一時的な業務の増加あるいは一時的な人員の減少に対応するための緊急雇用に係る費用を補助対象経費としており、職員や入所者（利用者）に感染者が発生していない期間における採用活動は本補助金の対象外です。
職業紹介料とは、どのようなものが対象か。	契約書や請求書等において、役務の内容、契約金額（紹介手数料）やその計算方法、契約期間が確認できるものを対象とします。（契約書等を提出いただき、内容を確認させていただく場合があります。）
施設内で陽性者が発生したが、いつまでに発注・完了した経費が対象となるか。	令和5年4月1日以降、原則として、事業所・施設内の職員・利用者等の陽性が判明した（又は発症により対応を開始した）日から、当該罹患者の療養期間の最終日が終了した日までの期間に発注（購入）かつ完了（支払い等）したものが対象です。

○割増賃金・手当について

割増賃金・手当とは、どのようなものが対象か。	感染者の発生や濃厚接触者への対応により生じた追加的業務に係る労働の対償として法人が支払う職員の割増賃金や手当が補助対象です。よって、追加的業務に従事していない職員に対して支払った金額は対象になりません。 ※全職員に対して一律に支払った慰労金は対象となりません。また、 <u>どのような条件で割増賃金・手当を支払ったのか、給与規程等で定められているものを対象とします。</u> （給与規程等を提出いただき、内容を確認させていただく場合があります。）
自施設の職員だけでは勤務が回らず、法人内の別施設の職員が勤務時間外に自施設で勤務した場合、その超過勤務手当は補助対象か。	補助対象です。 この場合、職員を派遣した施設が、感染者発生施設に職員を派遣する「協力支援」として申請してください。
割増賃金・手当の支払いが翌月だが（支払い前）、申請可能か。	申請マニュアル4ページに記載があるように、支払いが完了してから申請してください。

令和5年10月1日以降に支給された「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」に補助上限額が設けられたが、この手当は何を意味するか。	いわゆる危険手当を指します。なお、時間外手当については、従前のおり、かかった実費分（かかり増し部分のみ）が補助対象になります。
令和5年10月1日以降に支給された「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」について、9月の勤務に係る危険手当を10月に支給した場合、補助上限の対象となるか。	上限設定については、令和5年10月1日以降に支給されたものが対象となりますが、10月に支給された手当であっても、9月以前の労務に対して支払われていることが明確に判断できる場合は、上限設定の対象から除き、実費分を補助します。（この場合、9月の勤務に対する支給であることを示す書類の提出が必要です）
令和5年10月1日以降に支給された「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」について、1月あたりの限度額が設けられているが、月をまたいで勤務した場合の限度額はどのように考えるか。	月をまたぐ場合、対応した期間に属する月数に2万円を乗じた金額が限度額になります。 例：10/15～11/10まで対応した場合、4万円（2月×2万円）が限度額
令和5年10月1日以降に支給された「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」について、日額による支給の場合には1日あたり4千円の補助上限があるが、月額又は時給による支給の場合には1日あたりの補助上限はあるか。	月額や時給による支給の場合は、1日あたりの補助上限は設けず、1月2万円の範囲内での補助となります。
令和5年10月1日以降に支給された「新型コロナに感染した利用者への対応に係る業務手当」について、「日額による支給の場合には1日あたり4千円の補助上限」があるが、夜勤等で日をまたいで勤務する場合、夜勤1回あたりの補助上限額は8千円（4千円×2日）となるか。	日額による支給とは、「1勤務あたりの支給」を指しているため、夜勤で日をまたいだとしても4千円が上限となります。

○損害賠償保険の加入費用について

損害賠償保険の加入費用とは何か。	感染者の発生等に対応するため介護人材を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。
------------------	---

○介護サービス事業所・施設等の消毒・清掃費用について

介護サービス事業所・施設等の消毒・清掃費用とは、どのような経費が対象となるのか。	対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するもの（予防するもの）は補助対象外となります。 <例> 清掃業務の委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒・清掃に必要な使い捨ての用品の購入費用 ※要因解消以降にも使用できるもの、陽性者等が直接触れていない場所の清掃は対象外です。（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱、エアコンフィルターの清掃費など）
介護サービス事業所・施設等の消毒を委託した場合、どのような消毒方法でも対象となるのか。	「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」において新型コロナウイルスに対して有効と示されている消毒方法を対象とします。（空間噴霧は有効性や安全性が確認できていないため、対象外とします。）

○感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

あらかじめ購入しておいた衛生用品に係る費用は対象か。	対象外です。
法人の在庫で十分に対応でき、その後も不足がない場合は対象外か。	当該感染者又は濃厚接触者の発生等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。
「衛生用品」とはどのようなものか。	その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具や消毒用品です。 体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。

法人としてまとめて購入しており、支払いが翌月であるが、申請可能か（支払い前）。	申請マニュアル4ページに記載があるように、支払いが完了してから申請してください。
使い捨ての食器、使い捨てのエプロンは補助対象か。	補助対象です。
補助対象外となる衛生用品にはどのようなものがあるか。	対象外となる経費として、おしりふき、おむつ、酒精綿、トイレトーパー、キッチンペーパー、うがい薬、冷却枕（氷枕）、冷却シート、食器洗剤（次亜塩素酸ナトリウムは可）、薬、酸素ボンベ、ゴミ箱、清掃用ワイパーの本体、簡易トイレ、間仕切り、ゾーニングに使用したカーテン・養生テープ、使い捨てではないタオル・雑巾、廃棄物を処理するためのガムテープ、等があります。

○一定の要件に該当する自費検査費用について

あらかじめ購入しておいたPCR検査キットや抗原検査キットにより検査を行った場合、検査キットの購入経費は対象となるか。	原則は、国実施要綱別添1の要件を満たした後に購入した検査キットを対象としています。ただし、令和4年度において、検査キットが入手困難であった時期については、あらかじめ購入しておいた検査キットにより検査を行った場合も、使用した分の購入経費に限り補助対象とします。この場合、購入した検査キットの契約書や納品書（請求書）など購入日・金額がわかるもの、検査キットを使用した日・個数・理由、検査結果がわかるものを保管・作成するようにしてください（提出を求める場合があります）。
--	--

○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用について

令和5年5月8日以降の施設内療養に要する費用の申請について、事前に提出するとされている「調査票」を提出していなかった。申請時に提出すれば補助対象となるか。	補助対象外です。 調査票を事前に提出し、すべての要件を満たしていた施設のみ対象となります。 なお、「調査票」とは、令和5年4月以降に実施した、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年3月17日付け厚生労働省事務連絡）」に基づく調査において提出いただいたものを示します。
令和5年5月8日以降の施設内療養に要する費用の申請について、「調査票」を提出したが、すべての要件を満たしていないと回答した。その後、補助申請をするまでの間に、すべての要件を満たした場合、補助対象となるか。	補助対象外です。 調査回答時点ですべての要件を満たしていた施設のみ補助対象となります。 ※4月頃の1回目の調査時点で全ての要件を満たしていた施設のみ補助対象であり、10月頃の再調査において全ての条件を満たした場合でも、補助対象外です。
施設内療養期間の考え方について。 ①感染対策等要件を満たした上で施設内療養を行ったが、施設内療養を開始した日を1日目としてカウントして良いか。 ②施設内療養を行っていたが、途中で入院することとなった場合、入院日は1日としてカウントして良いか。	①②ともに差し支えありません。
施設内療養に関する書類は提出が必要か。	【令和4年4月1日から令和5年5月7日までについて】 退院基準は、有症状の方は最短10日（※）ですので、その日数を超過して申請をする場合、施設内療養の内容（施設内療養者の症状、医師の指示、保健所の指示）がわかる資料を提出いただく場合があります。市から求めがあった場合に提出できるよう保管しておいてください。 ※有症状の方は「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」となっています（厚生労働省）。 【令和5年5月8日以降について】 令和5年5月7日までと同様に、有症状の方で10日を超える日数を申請する場合、施設内療養の内容（施設内療養者の症状、医師の指示、保健所の指示）がわかる資料を提出いただく場合があります。市から求めがあった場合に提出できるよう保管しておいてください。 <注意> 令和5年5月8日以降の施設内療養に要する費用に関しては、「調査票」を事前に提出し、すべての要件を満たしていた事業所・施設のみ補助対象となります。

10月1日以降の補助額が、1日1万円→1日5千円へと変更されたが、施設内療養期間が9月と10月にまたがる場合、補助額はどのようになるか。	9月30日までは1日1万円、10月1日から1日5千円といった形で、9月中に施設内療養を開始した場合でも10月1日以降は1日5千円に切り替わります。なお、申請様式へ施設内療養期間を入力することで、補助額は自動計算されます。（追加補助額も同じ扱いです）
--	--

2. 基準単価について

令和4年度に感染者が発生したため、補助上限額まで補助金の交付を受けたが、令和5年度においても感染者が発生した。この場合は、補助を受けられないか。	令和5年度経費として補助上限額まで申請可能です。 例えば、令和4年度と令和5年度において、感染者が発生した事業所が補助上限額380万円の場合、令和4年度経費として380万円まで、令和5年度経費として380万円まで申請可能です。
補助上限額の範囲内であれば、複数回に分けて申請可能か。（1回目の交付申請以降に再度感染者が発生した場合など）	補助上限額の範囲内であれば複数回申請可能ですが、申請マニュアル4ページに記載があるように、 <u>施設内の感染が終息してから申請してください。また、2回目以降の申請は、前回の申請に係る補助金が入金された後に行ってください（支払い事務円滑化のため、申請は極力1回に集約するようご協力をお願いします）。</u>

3. 申請時期について

終息後いつまでに申請すればよいか（目安はあるか）。	予算の範囲内での執行となるため、感染状況が終息後（額の確定後）、遅滞なく申請してください。
法人内の複数の事業所で感染者が発生しており、終息の時期も異なる場合、申請期限までにまとめて申請することは可能か。	まとめて申請いただくことも可能ですが、予算の範囲内での執行となるため、終息後（額の確定後）遅滞なく申請してください。また、まとめて申請する場合、それぞれの経費が、どの感染機関で発生したのかを書類上明確にした上で申請をしてください。

4. その他

令和5年度本事業において、令和4年度に生じたかかり増し費用も申請可能か。	令和4年度に生じたかかり増し経費については、【一次申請】が申請期間となっており、【二次申請】以降は申請不可です。
補助対象となる経費の対象期間は具体的にいつからいつまでを指すのか。	申請マニュアル4ページに記載があるように、陽性者の発生等、補助の要件に該当した日から <u>事業所・施設内の感染等が終息した日までの期間に追加的に発生した経費が対象です。したがって、終息後に発生した経費や平時の感染対策のために購入した衛生用品等に係る経費（感染を終息させる上で在庫の不足が見込まれるために購入したものが対象）等は対象外ですのでご注意ください。</u>